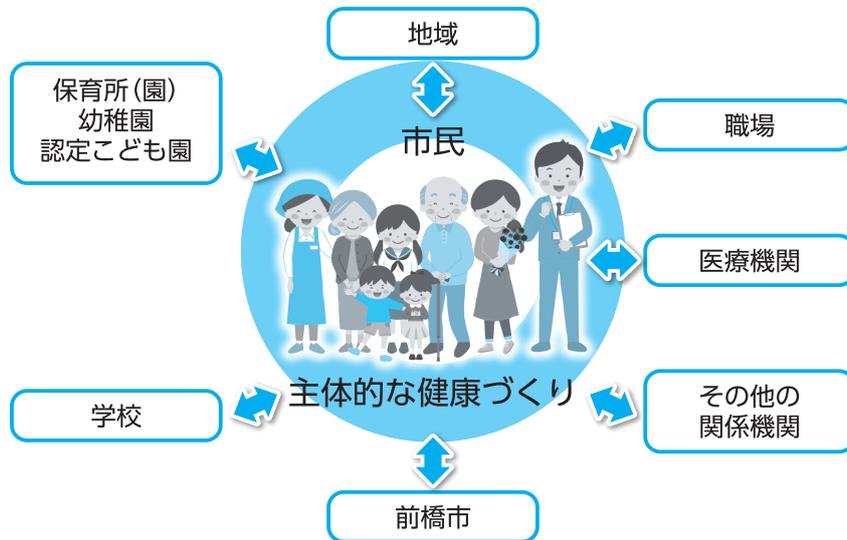


1 体制図

本計画では、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の予防・重症化予防」を目指し、地域に根ざした身近な健康情報や各種健康に関わるデータに基づき、地区ごとの対策を強化します。市民の健康増進のためには、市民一人一人の主体的な健康づくりが不可欠ですが、保健推進員や食生活改善推進員をはじめとする、地域の各種団体や関係機関と連携し、健康づくりに取り組みやすい環境を整えることが、行政の重要な役割と考えます。

健康は個別性の高い問題ですが、社会環境の影響を強く受けます。市民一人一人、地域、関係団体、関係機関、そして行政とが、一丸となって、「地域ぐるみ みんなでとりくむ 健康づくり」を推進していきましょう。



地域	地域全体で健康意識を高め、健康づくりに取り組みます。地域活動や仲間づくりが促進され、さらなる健康増進効果が期待できます。
保育所(園) 幼稚園 認定こども園 学校	ライフスタイルが多様化する現在、この時期の集団生活は、基本的な生活習慣を身につける上でとても重要です。子どもの頃からの健やかな生活習慣の習得に向け、家庭と連携して取り組みます。
職場	働き盛り世代は、個人の健康に目を向けにくい世代です。職場を健康づくりに取り組みやすい環境に整えていくことで、勤務する人の健康増進を図ります。人口減少社会である現代、職場において健康づくりに取り組むことは、人材確保等、職場にとってもメリットがあります。
医療機関	健康づくりのための専門的な知識や技術の提供を行います。
関係機関	それぞれの専門的立場から積極的に取り組むことで、市民の健康づくりを効果的に推進します。
前橋市	関係機関、関係団体等と連携し、健康づくりに取り組みやすい環境整備に努めます。健康づくり推進協議会を設置し、市民の声を健康施策に反映させます。健康づくり推進協議会は公募委員、学識経験者、関係機関の代表等で組織され、市民の声を計画や健康施策に反映します。

2 関連事業

重点課題：1 糖尿病対策 2 企業連携 3 良好な食習慣の獲得 4 歯周病対策 5 こころの健康づくり

No.	担当課	ライフステージ				事業名	事業内容	取組の7分野							重点課題	
		妊娠・学齢期	青年期	壮年期	高齢期			栄養・食生活	運動	休養・こころの健康	たばこ	アルコール	歯と口の健康	健康診査		
1	子育て支援課	●	●	●		こんにちは赤ちゃん事業	保健推進員又は保健師等が乳児のいる全ての家庭に訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行う。			●					●	5
2	子育て支援課	●	●	●		プレママクラス	初妊婦を対象に講義や実習を通して、妊娠・出産・育児等に関する正しい知識を他の参加者と交流しながら学ぶ。	●		●	●			●		5
3	子育て支援課	●	●	●		ハローベビークラス	初妊婦やその夫、家族等を対象に講義や実習を通して、妊娠・出産・育児等に関する正しい知識を学ぶ。			●	●					5
4	子育て支援課	●	●	●		離乳食講習会	管理栄養士による離乳食についての講話及びデモンストラーション・試食を行う。	●						●		3 4
5	子育て支援課	●	●	●		ステップアップもぐもぐ教室	主に7か月児を持つ保護者を対象に、離乳食やお口のケアの講話及びグループワークを行う。	●						●		3 4
6	子育て支援課	●	●	●		妊婦歯科健康診査	妊婦の口腔衛生が胎児の成長や自身の栄養状態に影響を及ぼすことから、歯周病・むし歯等の早期発見・治療のため、妊娠16週から27週に健診を1回実施。							●		4
7	子育て支援課	●	●	●		おうち元気教室(巡回歯科指導)	歯科衛生士と保健師が、市内保育所(園)・幼稚園・認定こども園に出向き、歯と口の大切さや歯みがきについて、講話等を行う。							●		4
8	子育て支援課	●	●	●		すこやか健康教室	保健師・管理栄養士・歯科衛生士・保育士が地域に出向き、子育てに関する講話等を行う。	●	●	●				●	●	1 3 4 5
9	健康増進課	●	●	●		おやこの食育教室	親子で食に関心を持ち、良い食習慣を身につけられるよう、食に関する話と調理実習を各地区の食生活改善推進員が行う。	●	●					●		3
10	総務課(教)	●				肥満傾向児童に対する健康教室	医師・歯科医師・専門のインストラクター・栄養職員・保健師により、運動・食事・生活リズム・歯と口等について指導を行う。	●	●	●				●		1 3
11	総務課(教)	●				食に関する指導	学校栄養士が給食時間に学校等を訪問して、食べ物の働き、栄養バランスなど食に関する理解と判断力を養えるよう指導する。	●								3
12	総務課(教)	●				歯と口の健康教室(歯科刷掃指導)	歯科医師と歯科衛生士が市内小中学校に出向いて、講話やブラッシング指導を行う。							●		4
13	青少年課	●				青少年支援事業	生徒指導上のさまざまな問題に対して、学校と連携・協力し、スクールソーシャルワーカーの派遣等を行い解決に努める。不登校やひきこもり傾向の子どもへの支援として、スクールアシスタントの配置、オープンアサポーターによる家庭訪問等を行う。			●						5
14	青少年課	●				薬物乱用・喫煙防止教室	薬物や喫煙が心身に及ぼす影響について正しい知識を習得し、薬物乱用・喫煙防止の徹底を図ることを目的として、年間7校に対し、専門的な知識を有する外部講師による講習会を開催する。				●	●				5
15	健康増進課	●	●	●		月いち健康相談	毎月1回、保健師や管理栄養士、歯科衛生士による個別の健康相談を行う。その他、窓口・電話相談は随時実施している。	●	●	●	●	●	●	●	●	1 3 4 5
16	健康増進課	●	●	●		禁煙チャレンジ塾	禁煙を決意した人に初回面接で検査を行い、具体的な禁煙方法を紹介し、禁煙開始日から3か月間継続的に支援する。				●					1 4 5
17	健康増進課	●	●	●		からだに美味しい食講座	主に生活習慣病予防のテーマで市民に参加を募り、講話と調理実習を行う。	●								1 3
18	健康増進課	●	●	●		はっぴい健康クッキング	食生活改善推進員協議会との共催事業。生活習慣病予防につながるよう、食生活改善の周知・啓発を図る。	●								3

No.	担当課	ライフステージ				事業名	事業内容	取組の7分野							重点課題		
		妊娠・学齢期	青年期	壮年期	高齢期			栄養・食生活	運動	休みの健康	たばこ	アルコール	歯と口の健康	健康診査			
19	健康増進課		●	●		健康大学 (食生活改善推進員養成講座)	食生活改善推進員になるための養成講座として実施。自身の生活習慣の見直しから、地区活動へとつなげる。	●									3
20	健康増進課		●	●		ヘルスアップトライ運動教室	体力測定やさまざまな運動実習を通し、自分に合った運動習慣を身につける。	●	●								1
21	健康増進課		●	●		健康スタイル講座	糖尿病や慢性腎臓病の予防のため、正しい知識の普及と生活習慣の改善を図る。	●	●						●	●	1 3 4
22	健康増進課		●	●		健康レディ講座	更年期前後の女性を対象に、女性特有のからだの変化を学び、生活習慣の改善を図る。	●	●	●						●	5
23	健康増進課		●			スマイル健康診査	職場や学校で健康診査を受ける機会のない18歳～39歳を対象に身体計測・腹囲測定・尿検査・血液検査を実施する。									●	1 3 4 5
24	健康増進課		●			スマイル保健指導	スマイル健康診査の結果で、対象となった方に保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの進行を予防する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1 3 4 5
25	国民健康保険課 健康増進課			●	●	特定健康診査 後期高齢者健康診査 健康増進健康診査	メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の発症や進行を防ぐことを目的とした特定健康診査等を実施する。健診実施体制・受診勧奨の工夫により、受診率向上を図る。									●	1 3 5
26	国民健康保険課			●	●	特定保健指導 (前橋市国保)	国保特定健康診査の結果で、対象となった方へ保健指導を実施する。実施体制・利用勧奨の工夫により、実施率の向上を図る。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1 3 5
27	健康増進課			●	●	健康増進保健指導	健康増進健康診査の結果で、対象となった方へ保健指導を実施する。社会福祉課と連携し、利用勧奨を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1 3 5
28	国民健康保険課 健康増進課		●	●		糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病の重症化を予防するため、国民健康保険課と健康増進課が連携し、専門職が訪問等により、健診結果や病態の説明と医療機関への受診勧奨を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1 3 4
29	健康増進課		●	●		がん検診	胃・胸部・大腸・子宮頸・乳・前立腺がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療により死亡率の低下を図る。									●	2
30	健康増進課		●	●		成人歯科健康診査	20歳～70歳の5歳刻みの方を対象に、口腔機能の保持・増進を目的に問診及び歯周組織検査を実施する。						●			●	4
31	健康増進課	●	●	●		いきいき健康教室	保健師・管理栄養士・歯科衛生士が地域に出向き、健康づくりに役立つ講話等を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1 2 3 4 5
32	健康増進課		●	●		市民健康講座	生活習慣病予防やその他健康に関する事項について、医師・歯科医師・薬剤師等が講演し、正しい知識を普及する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1 3 4 5
33	健康増進課	●	●	●		健康アップ体験会	集客が見込まれる市内イベントや大規模商業施設、健康協定を結んだ企業等と連携した出張型健康体験会を実施し、生活習慣病予防に関する正しい知識の普及や各種検診(健診)の受診勧奨等を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1 2 3 4 5
34	健康増進課		●	●		まえばしウエルネス企業登録制度	積極的に従業員や家族の健康づくりに取り組む企業を登録する事業。健康情報の提供、専門人材の派遣や健康教室開催等の支援を行うことにより、企業と協働による働く世代の健康づくりを推進する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	2
35	保健予防課	●	●	●		こころの健康相談	精神科医による医療等の専門相談や、保健師・精神保健福祉士によるこころの健康に関する相談を行う。			●							5
36	保健予防課		●	●		ひきこもりの若者に対する支援	ひきこもりの若者が相談に来られない時期から、相談窓口や望ましい対応を家族が学び、一緒に考えていくための教室・講演会を実施する。			●							5

第V章

No.	担当課	ライフステージ				事業名	事業内容	取組の7分野							重点課題		
		妊娠・学齢期	青年期	壮年期	高齢期			栄養・食生活	運動	休養・こころの健康	たばこ	アルコール	歯と口の健康	健康診査			
37	保健予防課	●	●	●	●	ゲートキーパー養成講座	自殺予防の正しい知識と、ゲートキーパーについて学ぶ養成講座を実施する。市役所職員、事業所、市民団体、個人を対象として開催。			●							5
38	保健予防課	●	●	●	●	自殺予防に関する講演会	自殺の危機要因の一つである精神疾患をテーマとした、市民向けの講演会を実施する。精神疾患の理解と知識の普及により、自殺リスク軽減を図る。			●							5
39	保健予防課	●	●	●	●	自殺予防のためのブックキャンペーン	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせて、啓発活動として実施する。市立図書館と連携し、自殺予防・こころの健康をテーマとした本の購入・貸出やリーフレットの配布等を行う。			●							5
40	長寿包括ケア課				●	ピンシヤン！健康相談	主に65歳以上を対象に、老人福祉センター等で、高齢者の心身の状況に応じて、血圧測定や健康・疾病に関する相談を行う。	●	●						●	●	1 3 4 5
41	長寿包括ケア課				●	介護予防機能訓練	心身機能・生活動作の状態に応じて個別に助言等を行うとともに、指先を利用した集団での手作業指導により心身機能の向上や認知機能低下抑制、生きがい活動の提供を行う。		●	●							5
42	長寿包括ケア課				●	ピンシヤン！健康教室(出前方式)	介護予防知識の普及啓発・介護予防の実践を目的に、専門職が会場に出向いて、介護予防についての講話や簡単な実技を行う。	●	●	●					●		1 3 4 5
43	長寿包括ケア課				●	ピンシヤン！元気体操	運動習慣の定着化、仲間づくりを目的に市内の老人福祉センターや公民館等で実施。ピンシヤン！元気体操を行う自主グループやピンシヤン！体操クラブの立ち上げ支援も行う。		●	●							1 5
44	長寿包括ケア課				●	一般介護予防教室	65歳以上を対象に、運動・栄養・口腔・認知症予防等を学び、介護予防のための生活習慣を身につけるための教室。	●	●	●					●		1 3 4 5
45	長寿包括ケア課				●	通所型サービスC	事業対象者・要支援者を対象に、短期間(3か月間週1回)で集中的に介護予防に取り組む教室。	●	●	●					●		1 3 4 5
46	長寿包括ケア課				●	訪問型サービスC	事業対象者・要支援者を対象に、短期間(3か月間)で集中的に介護予防に取り組めるよう訪問指導を行う。運動・栄養・口腔・認知症予防・うつ予防等を目的とし、それに応じた専門職が訪問する。	●	●	●					●		1 3 4 5
47	長寿包括ケア課	●	●	●	●	認知症サポーター養成講座	認知症の方やその家族を支援できる認知症サポーターを養成する。			●							2 5
48	長寿包括ケア課				●	介護予防サポーター養成・継続支援	地域で介護予防に主体的に取り組む介護予防サポーターを養成する。また、介護予防サポーターの活動を支援する。			●							5
49	長寿包括ケア課		●	●	●	認知症を語るカフェ	認知症の人とその家族、認知症支援に関心がある人を対象とし、集まる場を提供している。早期の気づきや認知症の人の生きがいづくり、家族への支援の場となっている。			●							5
50	長寿包括ケア課		●	●	●	はつらつカフェ	高齢者支援に携わる団体がボランティアと協働し、地域で集まることのできる場を設けることで、地域での見守り・交流の場の拡充を図る。			●							5
51	長寿包括ケア課				●	介護予防活動ポイント制度	地域での社会参加、地域貢献活動を推進し、自身の介護予防・健康増進につなげることを目的とし、ボランティア活動をポイント化し、買い物券などと交換することで、活動を支援する。			●							5
52	スポーツ課	●	●	●	●	前橋市民軽スポーツフェスティバル	グランドゴルフやスマイルボウリングなど、誰もが気軽に楽しめる軽スポーツの大会。	●									1
53	スポーツ課	●	●	●	●	ウォーキングジャンボリー	前橋公園を発着点に、利根川や広瀬川といった「水と緑と詩のまち前橋」を満喫してもらうウォーキング大会。	●									1

資料編

1 健康まえばし21（第2次計画）後期計画の作成過程

日付	会議等	内容
平成30年 5月23日	第1回 庁内ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ●健康まえばし21（第2次計画）とは ●中間評価について ●意見交換（後期計画の重点課題）
5月31日	第1回 課内ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画の重点課題抽出
7月 5日	第1回 健康まえばし21計画推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ●中間評価報告、評価の妥当性検討 ●健康づくり推進協議会及び 計画推進部会について
7月13日	第2回 課内ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画の目標・行動指針検討
8月23日	第1回 健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●中間評価報告 ●後期計画の検討 ●推進協議会及び計画推進部会について
9月14日	第3回 課内ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画案の修正 ●概要版素案作成
9月21日	第2回 庁内ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画最終意見交換 ●概要版の作成
11月 6日	第1回 健康づくり庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ●中間評価報告 ●後期計画及び概要版について
11月14日	第4回 課内ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内推進会議を踏まえた 中間評価報告書及び後期計画案の修正
12月13日	第2回 健康づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●中間評価報告 ●後期計画及び概要版について ●後期計画の推進について
平成31年 1月22日	第2回 健康づくり庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画及び概要版について、 パブリックコメント前の最終確認
2月1日 ～2月28日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画及び概要版について、 パブリックコメント前の最終確認
3月6日	第5回 課内ワーキング会議	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントへの対応
3月18日	庁内ワーキング最終確認	<ul style="list-style-type: none"> ●後期計画及び概要版について、 印刷発注前の最終確認

2 前橋市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 前橋市における総合的な健康づくり対策を推進するため、前橋市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健事業の実施計画に関すること。
- (2) 各種健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の健康づくりの方策に関すること。
- (3) 関係団体の協力の確保に関すること。
- (4) 健康増進計画「健康まえばし21」の普及啓発及び推進に関すること。
- (5) その他健康づくり推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第5条 第2条に定める所掌事務を専門的に調査、研究又は審議するため、協議会に専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

(健康まえばし21計画推進部会)

第6条 第2条第1項第4号の所掌事務を効果的に推進するため協議会に健康まえばし21計画推進部会(以下「推進部会」という。)を置くことができる。

- 2 推進部会の部会員は、協議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 推進部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、その所掌事務に関し、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 推進部会は、その所掌事務に関し必要があるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部保健所健康増進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年5月23日から実施する。

この要綱は、昭和59年5月18日から実施する。

この要綱は、昭和60年6月2日から実施する。

この要綱は、平成4年5月12日から実施する。

この要綱は、平成5年5月13日から実施する。

この要綱は、平成5年6月17日から実施する。

この要綱は、平成6年6月17日から実施する。

1 この要綱は、平成10年10月15日から実施する。

2 前橋市母子保健連絡協議会設置運営要綱(平成8年8月21日伺定め)は、廃止する。

この要綱は、平成11年5月14日から実施する。

この要綱は、平成11年7月21日から実施する。

この要綱は、平成12年3月24日から実施する。

この要綱は、平成13年5月11日から実施する。

この要綱は、平成15年3月13日から実施する。

この要綱は、平成16年6月9日から実施する。

この要綱は、平成19年10月31日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年10月1日から適用する。

この要綱は、平成29年6月5日から実施する。

この要綱は、平成30年11月1日から実施する。

3 前橋市健康づくり庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における市民の健康づくり計画作成及び推進等のため、前橋市健康づくり庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康づくり計画に関する企画立案及び推進、評価等に関すること。
- (2) 健康づくり推進にあたり、庁内関係部課の連絡調整に関すること。
- (3) その他、会長が健康づくり施策に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 推進会議の構成は、別表1のとおりとする。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に、第2条の所掌事務に関する具体的事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事長は、健康部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進会議に、第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査研究するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、幹事会の幹事が、所属する課の中から推薦する。
- 3 ワーキンググループのリーダーは、健康増進課長をもって充てる。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康部保健所健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月5日から施行する。

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係) 省略

別表2 (第6条関係) 省略

4 前橋市健康づくり推進協議会委員名簿

団体名等	氏名	役職
全国健康保険協会群馬支部	秋山真紀	
前橋商工会議所	五十嵐誠	
前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	今井啓太	
前橋市小中学校校長会	笠原晶子	
公益社団法人前橋市医師会	岸川一郎	会長
群馬県歯科衛生士会中央支部	北爪洋己	
群馬大学大学院保健学研究科	佐藤由美	副会長
公募	新免寛	
前橋栄養士会	高野令子	
前橋市社会福祉協議会	塚田昌志	
一般社団法人前橋市歯科医師会	中里隆之	
前橋市保健推進員協議会	萩原昭子	
公募	福田由美	
前橋市食生活改善推進員協議会	森裕美子	
公益財団法人前橋市まちづくり公社	八木均	
前橋市PTA連合会	山田真弓	

5 前橋市健康づくり市内推進会議委員名簿

(1) 推進会議

役 職	氏 名	
副市長	中 島 實	会 長
教育長	塩 崎 政 江	副会長
部長	稲 田 貴 宣	委 員
部長	川 端 利 保	委 員
部長	松 井 英 治	委 員
部長	齋 藤 明 久	委 員
保健所長	渡 邊 直 行	委 員
部長	櫻 井 正 明	委 員
教育次長	根 岸 隆 夫	委 員
指導担当次長	林 恭 祐	委 員

(2) 幹事会

役 職	氏 名	
健康部長	齋 藤 明 久	幹事長
政策推進課長	福 島 正	幹 事
スポーツ課長	桑 原 和 彦	幹 事
社会福祉課長	関 根 賢 造	幹 事
子育て支援課長	竹 淵 亨	幹 事
子育て施設課長	小 坂 和 成	幹 事
長寿包括ケア課長	吉 野 崇	幹 事
障害福祉課長	矢 嶋 章 光	幹 事
保健総務課長	狩 野 尚 彦	幹 事
健康増進課長	堀 越 規 子	幹 事
保健予防課長	中 西 啓 子	幹 事
国民健康保険課長	宮 坂 恵 理 子	幹 事
産業政策課長	木 村 理 文	幹 事
総務課長(教)	田 村 聡 史	幹 事
生涯学習課長	若 島 敦 子	幹 事
青少年課	渡 邊 隆 志	幹 事

(3) 平成30年度ワーキングメンバー

課名	氏名
政策推進課	八木 真実
スポーツ課	小林 訓
社会福祉課	女屋 勝啓
子育て支援課	相澤 佑紀
子育て施設課	斉藤 美登利
長寿包括ケア課	町田 雅美
障害福祉課	吉井 真美
保健総務課	篠田 孝典
健康増進課	田口 菜津子
	鈴木 順子
保健予防課	高橋 洋子
国民健康保険課	市根井 沙妃
産業政策課	大矢 恵理
総務課(教)	荒井 清生
生涯学習課	助川 侃士
青少年課	横澤 信一

(4) 事務局

課名	氏名
健康増進課	樋口 早苗
	樋口 真弓
	茂木 望
	神保 由佳里
	藤澤 由紀恵
	小保方 翠



前橋市健康増進計画
健康まえばし21(第2次計画) 後期計画

平成31(2019)年4月発行

前橋市 健康部 保健所 健康増進課
〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号(前橋市保健センター内)
TEL 027-220-5708 FAX 027-223-8849